

## 江東区立深川第一中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第 4 条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第 8 条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第 8 条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表等による「江東区立深川第一中学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。なお、学校サポートチームと連携し、早期解決をはかるために、学校、家庭、地域、関係機関やスクールロイヤーなどが一体となって取り組む。

**【深川第一中学校いじめ対策委員会の主な役割】**

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間3回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 「学校サポートチーム」を活用し、学校内だけで対応せず、学校外の関係機関やスクールロイヤーと連携していじめの未然防止、早期解決につなげる。
- (6) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

**令和8年度 深川第一中学校いじめ対策委員会 委員名簿**

役職	職名等	氏名
委員長	校長	
副委員長	副校長	
	主幹教諭・生活指導主任	
	主幹養護教諭	
	1 学年主任	
	2 学年主任	
	3 学年主任	
	C 組学級主任	
	スクールカウンセラー	
	青少年対策白河地区委員会委員長	
	森下四丁目町会長	
	PTA 会長	

さらに、週に1回の運営委員会（運営委員会のメンバーは、校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、養護教諭）の後に臨時のいじめ対策委員会を開催し、情報の共有と緊急のいじめ対策委員会開催の要否について判断する。

### 3 いじめの未然防止の取組「Action24」の推進

(1) 「わかりやすい授業」づくり……生徒の取組や努力を認め、生徒一人ひとりが達成感や充実感をもてる授業の実践や、行事・部活動において自己有用感や自己肯定感を育む事ができるよう努める。

〈取組内容〉

【深川第一中学校授業スタンダードの定着を図る】

「ねらい」→「見通し」→「主体的な学習（対話的な学習や体験的な学習）」→「振り返り」の形を基本とした授業を展開し、学習者用端末を効果的に活用しながら、言語能力、思考力・判断力・表現力、情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

【授業規律】

授業規律に関する指導を統一し、生活指導の徹底を図ります。「こうとう学びスタンダード」を基本として、全ての教員が共通理解のもとで授業規律を徹底し、こどもたちの安定した授業環境を整えます。

【授業改善推進プラン】

全国学力・学習状況調査、こうとう学びスタンダード定着度調査等の結果を生かし、生徒の学習状況を分析すると共に、授業改善推進プランに基づいた授業改善を図ります。

【授業研究】

校内研修会等における授業研究を通して授業の質を高めます。

【訪問指導等】

教育委員会による指導室訪問や支援訪問により、学校と教育委員会が一体となった授業改善を進めます。

【外部機関連携】

東京都教育研究員、教師道場、授業改善支援チーム等への教員の推薦や、東京都や区の課題別研修等を積極的に受講するなど、外部機関を活用して授業のスペシャリストを育てます。

(2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

〈取組内容〉

【道徳授業地区公開講座】

道徳授業地区公開講座では、すべての学級の道徳授業を公開し、生徒の心の教育について、保護者や地域の方と意見交換会を行い、その成果を道徳教育の充実につなげます。

【いじめ防止道徳授業】

すべての学級でいじめ防止に関する道徳授業（年3回以上）を行い、すべての生徒が、いじめについて深く考える機会とします。特に、「命の大切さ」をテーマとした道徳授業に取り組みます。

【情報モラル教育】

SNSを活用する上での判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行うことが重要です。相手の立場に立ったやりとりができるようにSNS東京ノートを活用した授業を行っています。

- (3) 体験活動の充実……生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施する。

〈取組内容〉

【職場体験】

中学校2年生が3日間の職業体験を行います。働くことの尊さを学ぶとともに、自分自身の将来をみつめ希望を抱かせ、自己肯定感を高めます。

【音楽鑑賞教室】

オーケストラによる演奏を鑑賞する機会を通して、一流の芸術に触れ、生徒の美しいものに感動する心や、豊かな感性を育み、健全な心の成長を促します。

【特色ある学校作り】

教育目標の達成に向けて、特色ある教育活動を計画し、生徒が生き生きと学習する環境を整備します。福祉体験学習では、他者を思いやる心を育み共生社会の一員としての役割を考えさせます。

【セーフティ教室】

生徒が、犯罪に巻き込まれることのないよう、自ら身を守る力を育成するとともに、自ら加害者等にもならないよう、関係機関と連携して生徒の心を育てます。

- (3) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己肯定感や自尊感情を育む。

〈取組内容〉

【人権教育】

いじめ防止の視点に立って、一人一人のこどもに自他の存在を等しく認めて互いの人格を尊重する態度や相手を思いやる心などを、学年に応じて育てています。

【自治的活動】

生徒が他者から認められることなどを通して、自己有用感をもてるようになることにより、いたづらに他者を否定したり攻撃したりさせないようにします。生徒が主体的に自治的活動を展開できるように、生徒が主体となって活動内容を見直させるとともに、教員の指導力を高めます。

- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校生徒の Chromebook の使用方法やインターネットの使用状況等の現状把握に努め、SNS 一中ルールをもとに家庭ルール作成等の取組みを行い、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

〈取組内容〉

【情報モラル教育】

日々高度に発展している情報化社会においては、生徒が情報社会に積極的に参画する態度を育てると共に、情報手段を活用する上での判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行うことが重要です。インターネット等のいじめに関する指導、セーフティ教室でのいじめ防止の指導を推進します。また、一人一台端末を活用し、相談の窓口を広げます。

【専門家の派遣】

インターネットを通じて行われるいじめに関して、専門家に依頼し、最新の対応方法に関する研修会および保護者向け公開講座等の実施について検討していきます。

【保護者啓発】

保護者会や PTA 活動を活用し、保護者への意識付けと啓発を行い、保護者と連携した情報モラル教育をすすめていきます。

(6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校生徒に対して繰り返し指導を行う。

〈取組内容〉

【系統的な SOS の出し方教育】

全校朝礼での校長講話や生活指導部を中心に、全校生徒に対して「SOS の出し方」について指導する機会を設けます。

【養護教諭による指導】

生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、保健室来室時や機会を捉えながら指導を行います。

(7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

〈取組内容〉

【教職員の共通理解】

いじめ防止に関する基本的事項の理解をはじめとした校内研修を実施し、教員による平時からの備えについての確認を徹底します。生徒同士の何気ない関わりの中で、どこまでが許されて、どこからが許されないのか等の基準が曖昧になると、教職員によって対応が異なり、いじめの発生につながります。すべての教職員が話し合い、共通の認識をもち、日常的にいじめの問題に触れ「いじめは絶対におこってはならない」という雰囲気为学校全体に醸成します。

【生徒理解の推進】

生徒の関係性や心の問題等を的確に把握し、さらなるいじめの防止につなげるために Q-U テスト（教育心理アンケート）等を活用する方法を検討していきます。

#### 4 いじめの早期発見のための取組

アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

〈取組内容〉

##### 【ふれあい月間】

生徒同士の友人関係や、日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月・11月・2月を「ふれあい月間」として位置付けています。この期間に、いじめの早期発見に繋げるためのアンケート調査を全生徒に実施します。いじめの兆候に関わる内容については、別途個別面談等を実施し、早期対応を行います。

- (1) 教育相談の実施……スクールカウンセラーや養護教諭による1年生を対象とした面談の他、長期休業明け等を中心に教育相談の機会を設ける。

〈取組内容〉

##### 【生徒面談の実施】

いじめの早期発見に向け、1年生を対象にスクールカウンセラーや養護教諭による面談を実施します。また、長期休業明け等を中心に全校生徒に対して教育相談の機会を設けたり、スクールカウンセラー相談日を周知したりするなど、生徒が大人に相談できる機会を作ります。

##### 【教育相談機関の周知】

教職員や保護者に相談できない生徒や保護者が、少しでも安心して相談ができるように教育相談機関を広く周知します。

- (2) 個人面談、家庭訪問、生活記録等の活用……生活記録等を活用して、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

〈取組内容〉

##### 【いじめの早期発見・早期対応】

個人面談・家庭訪問・連絡帳等を介した生徒本人との毎日の連絡を通して、生徒の状況を把握するとともに、いじめの兆候を見逃さず、生徒の相談に応じる機会を設定するなど、いじめの早期発見・早期対応を図ります。

#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、い

じめの解消（※）を目指す。

（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

### (1) 法に規定されている「重大事態」の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(生徒が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、(生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。